

第70回 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時

場所

東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

新型コロナウイルスの感染防止のため、
書面またはインターネット等により議決
権を行使し、当日のご出席を見合わせて
くださいますようお願い申し上げます。

第70回定時株主総会招集ご通知…………… 2

株主総会参考書類…………… 6

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取
締役を除く）9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名
選任の件

（添付書類）

事業報告…………… 16

連結計算書類…………… 43

計算書類…………… 45

監査報告書…………… 47

株主総会のお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本光電工業株式会社

証券コード：6849

新型コロナウイルス関連の対応について

- ・ 新型コロナウイルスの感染防止のため、書面またはインターネット等により議決権を行使し、当日のご出席を見合わせてくださいますようお願い申し上げます。
- ・ お土産のご用意はございません。
- ・ ご出席の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明を省略させていただく可能性がございます。
- ・ 別室で実施しておりました製品展示は、前回同様、今回も中止とさせていただきます。
- ・ 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数を確保できない可能性がございます。
- ・ 株主総会当日までの感染状況の変化や政府等の発表内容等により、上記対応や本総会の運営を大きく変更する場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>) にてお知らせいたします。

証券コード 6849

2021年6月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西落合1丁目31番4号

日本光電工業株式会社

代表取締役
社長執行役員

荻 野 博 一

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会につきましては、**新型コロナウイルスの感染を防止し、株主の皆様の安全を確保するために、書面またはインターネット等により議決権を行使し、当日のご出席を見合わせてくださいますようお願い申し上げます。**書面またはインターネット等により議決権を行使していただく場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（4頁～5頁）をご参照のうえ、**同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご投函くださるか、インターネット等の電磁的方法により2021年6月24日（木曜日）午後5時10分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
当社1号館4階ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件

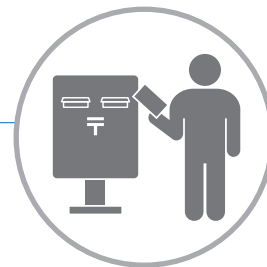
以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>)に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当 社 定 款 第 16 条 の 定 め に 基 づ き、イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 当 社 ウ ェ ブ サ イ ト (<https://www.nihonkohden.co.jp/ir/info/soukai.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
- したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の全てではなく、一部は上記の当社ウェブサイトに掲載しております。

議 決 権 行 使 の ご 案 内

書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネット (スマートフォン・パソコン) で議決権を行使される場合

スマートフォンをご利用の方は、同封の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」をご参照いただき、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことで議決権を行使できます。

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことで議決権を行使できます。
(議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>)



議決権行使期限 **2021年6月24日(木曜日) 午後5時10分まで**

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時：2021年6月25日（金曜日）午前10時

場 所：当社1号館4階ホール（会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※新型コロナウイルスの感染防止のため、書面またはインターネット等により議決権を行使し、当日のご出席を見合わせてくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点について

1 スマートフォンでのインターネットによる議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

2 パソコンでのインターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
(議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。)

3 インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日(木曜日)午後5時10分までに行使されるようお願いいたします。

4 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 インターネットと議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、最後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

6 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくにあたり、プロバイダーへの接続料金や通信事業者への通信料金については株主様のご負担となります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使でご不明な場合

■ インターネットによる議決権行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法をご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル **0120 (652) 031** (9:00~21:00)

■ その他のご照会については、下記にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
電話 **0120 (782) 031** (土日休日を除く 9:00~17:00)

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

■ 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置付けています。利益の配分につきましては、将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。優先順位につきましては、① 研究開発や設備投資、M&A・提携、人財育成など将来の企業成長に向けた投資、② 配当、③ 自己株式取得 としています。

本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績が好調に推移したことから、普通配当18円に特別配当20円を加え、1株当たり38円にいたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金38円(うち、普通配当18円、特別配当20円)

総額 3,236,436,858円

注) 中間配当(1株につき金17円)を含めた当期の年間配当は、1株につき金55円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,500,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として社外取締役4名で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会を設置しており、当該候補者の選定にあたっては同委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
1	再任 おぎの ひろかず 荻野 博一	代表取締役	9年
2	再任 たむら たかし 田村 隆司	代表取締役	13年
3	再任 はせがわ ただし 長谷川 正	取締役	6年
4	再任 やなぎはら かずてる 柳原 一照	取締役	6年
5	再任 ひろせ ふみお 広瀬 文男	取締役	6年
6	再任 たなか えいいち 田中 栄一	取締役	4年
7	再任 よし たけ やすひろ 吉竹 康博	取締役	4年
8	再任 おばら みのる 小原 實 社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	9年
9	再任 むらおか かなこ 村岡 香奈子 社外取締役候補者 独立役員	社外取締役	1年

候補者番号

1

再任

おぎの
荻野ひろかず
博一

(1970年5月28日生)



所有する当社の株式の数
30,410株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4 月 当社入社
2007年 4 月 日本光電ヨーロッパ(有)社長
2011年 4 月 当社マーケティング戦略部長
2011年 6 月 当社執行役員
2012年 6 月 当社取締役 上席執行役員
2013年 4 月 当社海外事業本部長
2013年 6 月 当社常務執行役員
2013年10月 日本光電アメリカ(株)CEO
2015年 6 月 当社代表取締役 社長兼COO
2017年 6 月 当社代表取締役 社長執行役員 (現在)

取締役候補者とした理由等

荻野博一氏は、当社およびグループ会社において海外販売子会社の社長、マーケティング戦略、海外事業の責任者を歴任する等、豊富な経験と実績を有しています。2015年からは社長として当社経営を担い、長期ビジョンの策定、中期経営計画の推進により企業価値の向上に注力しています。その経営者としての経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

再任

たむら
田村たかし
隆司

(1959年3月22日生)



所有する当社の株式の数
25,710株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社
2003年 4 月 日本光電関西(株)代表取締役社長
2007年 4 月 当社営業本部長
2007年 6 月 当社執行役員
2008年 6 月 当社取締役 上席執行役員
2011年 4 月 当社海外事業本部長
2013年 4 月 当社サービス事業本部長
2014年 4 月 当社カスタマーサービス本部長
2015年 6 月 当社常務執行役員
2016年 4 月 当社営業本部長
2017年 6 月 当社代表取締役 専務執行役員 (現在)

[国内事業統括]

取締役候補者とした理由等

田村隆司氏は、当社およびグループ会社において国内販売子会社の社長、国内事業、海外事業、サービス事業の責任者を経て、現在は国内事業を統括しており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任

は せ がわ ただし
長谷川 正 (1959年6月17日生)



所有する当社の株式の数
13,078株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 (株)埼玉銀行入行
2009年 6 月 (株)埼玉りそな銀行執行役員
2011年 6 月 同行常務執行役員
2013年 6 月 同行取締役兼常務執行役員
2014年 3 月 同行取締役兼常務執行役員退任
2014年 4 月 当社入社、人事部理事
2014年 6 月 当社上席執行役員 内部監査室担当
2015年 6 月 当社取締役 常務執行役員 (現在)
2017年 4 月 当社コンプライアンス担当役員 (現在)
2020年 4 月 当社グローバル経営管理本部長 (現在)

取締役候補者とした理由等

長谷川正氏は、金融機関における豊富な経験から財務および会計に関する知見を有しており、当社入社後は、内部監査担当を経て、現在はグローバル経営管理本部長、経理・法務・コンプライアンス・人事・総務・情報システム担当役員を務めています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

4

再任

やなぎはら かずてる
柳 原 一照 (1957年1月22日生)



所有する当社の株式の数
10,149株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4 月 当社入社
2009年 4 月 当社医療機器技術センタ副所長
2011年 4 月 当社技術推進センタ所長
2011年 6 月 当社医療機器技術センタ副所長
2012年 4 月 当社医療機器技術センタ所長
2012年 6 月 当社執行役員
2014年 4 月 当社技術戦略本部長 (現在)
2014年 6 月 当社上席執行役員
2015年 6 月 当社取締役 (現在)
2017年 6 月 当社常務執行役員 (現在)

取締役候補者とした理由等

柳原一照氏は、主に製品開発に従事し、現在は技術戦略本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

5

再任

ひろ せ
広瀬

ふみ お
文男

(1960年3月2日生)



所有する当社の株式の数
13,341株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2003年4月 日本光電中四国㈱代表取締役社長
2006年4月 当社グローバルマーケティングチーフマネジャ
2009年4月 当社経営企画室長
2009年6月 当社執行役員
2013年4月 当社呼吸器・麻酔器事業本部長
2013年6月 当社上席執行役員
2015年6月 当社取締役（現在）
2017年6月 当社常務執行役員（現在）
2018年4月 当社検体検査事業本部長
2020年4月 当社事業戦略本部長（現在）

取締役候補者とした理由等

広瀬文男氏は、当社およびグループ会社において国内販売子会社の社長、マーケティング、経営企画、呼吸器・麻酔器事業、検体検査事業の責任者を経て、現在は事業戦略本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

再任

た なか
田中

えい いち
栄一

(1962年7月15日生)



所有する当社の株式の数
5,224株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2002年4月 当社市場戦略室長
2003年10月 日本光電アメリカ㈱社長
2008年4月 当社総務人事部長
2008年6月 当社執行役員
2011年4月 当社用品事業本部長
2013年4月 日本光電富岡㈱専務
2013年6月 当社上席執行役員（現在）
2014年4月 日本光電富岡㈱代表取締役社長
2017年4月 当社商品事業本部長
2017年6月 当社取締役（現在）
2019年4月 当社経営戦略統括部長
2020年4月 当社米国事業本部長（現在）

取締役候補者とした理由等

田中栄一氏は、当社およびグループ会社において市場戦略、総務人事、商品事業、経営戦略の責任者、海外販売子会社および国内生産子会社の社長を経て、現在は米国事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

再任

よしただけ
吉竹

やすひろ
康博

(1966年3月20日生)



所有する当社の株式の数
4,684株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当社入社
2003年10月 日本光電ヨーロッパ(有)社長
2007年4月 当社海外事業本部販売推進部長
2008年4月 日本光電貿易(上海)(有)董事総経理
2011年4月 当社中国統括本部長
2011年6月 当社執行役員
2013年4月 当社アジア・中近東統括本部長
2015年4月 当社海外事業本部長(現在)
2017年6月 当社取締役 上席執行役員(現在)
2019年2月 日本光電アメリカ(株)社長兼CEO

■取締役候補者とした理由等

吉竹康博氏は、当社およびグループ会社において海外販売子会社の社長、中国事業、アジア・中近東事業の責任者を経て、現在は海外事業本部長を務めており、豊富な経験と実績を有しています。その経験や知見を活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できるため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号

8

再任

お ぼ ら
小原 實

(1947年9月29日生)

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4 月 慶應義塾大学理工学部電気工学科助教授
- 1993年 4 月 慶應義塾大学理工学部電気工学科（現 電気情報工学科）教授
- 2012年 6 月 当社社外取締役（現在）
- 2013年 4 月 慶應義塾大学名誉教授（現在）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

小原 實氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 小原 實氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、電気工学、情報工学、医療工学等を専門とする大学教授としての知見・経験等を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者とししました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
- (2) 当社は小原 實氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 小原 實氏が社外取締役在任中の2021年1月に当社元社員3名が逮捕・起訴された贈賄事件につきまして、同氏は本事件の発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行ってまいりました。また、本事件の発覚後は、取締役会等において、事実関係を解明し、再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適正に遂行しております。
- (4) 小原 實氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。なお、同氏は慶應義塾大学名誉教授であり、同大学は当社の取引先および寄付先ですが、取引先は主として慶應義塾大学病院、主な寄付先は大学医学部の救急医学教室です。当期の取引金額は連結売上高の1%未満、寄付額は1,000万円未満です。



所有する当社の株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 三菱商事(株)入社
 1993年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
 アンダーソン・毛利法律事務所（現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
 1999年10月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
 2019年6月 マルス法律事務所設立
 2020年4月 宏和法律事務所入所（現在）
 2020年6月 当社社外取締役（現在）
 2021年3月 (株)不二家社外取締役（現在）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要等

村岡香奈子氏は、社外取締役候補者です。

- (1) 村岡香奈子氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、客観的・中立的な助言や独立した立場からの経営の監督が期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- (2) 当社は村岡香奈子氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (3) 村岡香奈子氏が社外取締役在任中の2021年1月に当社元社員3名が逮捕・起訴された贈賄事件につきまして、同氏は本事件の発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行ってまいりました。また、本事件の発覚後は、取締役会等において、事実関係を解明し、再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適正に遂行しております。さらに、本事件の調査委員会委員長として、事実関係の調査、原因分析および再発防止策の提言を行いました。
- (4) 村岡香奈子氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしていますので、独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。なお、同氏の重要な兼職先である宏和法律事務所および(株)不二家と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. [] 内は当社における現在の担当を表示しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償を請求された場合に役員が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意、違法な私的利益の供与、犯罪行為等に起因する賠償責任に対しては、填補の対象とされない等の一定の免責事由があります。各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2021年6月に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の保険料の10%にあたる額を役位に応じて各取締役が負担いたします。

■監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任等および報酬等については、指名・報酬委員会に監査等委員である社外取締役2名全員が指名・報酬委員会委員長および委員として出席し、選任等および報酬等の審議を行い、その結果を監査等委員会において報告、協議しました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く）の選任等および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至りました。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役3名のうち、取締役生田一彦氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

新任 ひら た しげる
平田 茂 (1961年5月12日生)



所有する当社の株式の数
24,311株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2011年4月 当社総務人事部長
2011年6月 当社執行役員
2014年4月 当社人事部長
2016年4月 当社経理部長
2017年6月 当社上席執行役員（現在）
2020年4月 当社グローバル経営管理本部副本部長、経理部長
2021年4月 当社内部監査担当（現在）

■監査等委員である取締役候補者とした理由等

平田 茂氏は、主に人事・財務・会計関連業務に従事し、総務人事部長、人事部長、経理部長を経て、現在は内部監査担当を務めており、当社における豊富な業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。その経験や知見を活かすことにより、業務を執行しない取締役の立場からの経営の監査・監督が期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 平田 茂氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償を請求された場合に役員が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意、違法な私的利益の供与、犯罪行為等に起因する賠償責任に対しては、填補の対象とされない等の一定の免責事由があります。平田 茂氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2021年6月に同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の保険料の10%にあたる額を役位に応じて各取締役が負担いたします。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界各国の医療提供体制に大きな影響を与えるとともに、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。国内では、患者の受診抑制や入院・手術の減少による医療機関の経営悪化が懸念される中、令和2年度補正予算の投入や診療報酬の特例措置により、新型コロナウイルスに対応する医療提供体制の整備が進められました。医療機器業界においても、各企業は感染症への対応および医療の質向上と効率化に寄与するソリューション提案がより一層求められる状況となりました。海外では、感染拡大が継続している地域において、感染症患者に対応するための医療機器の整備が進められました。

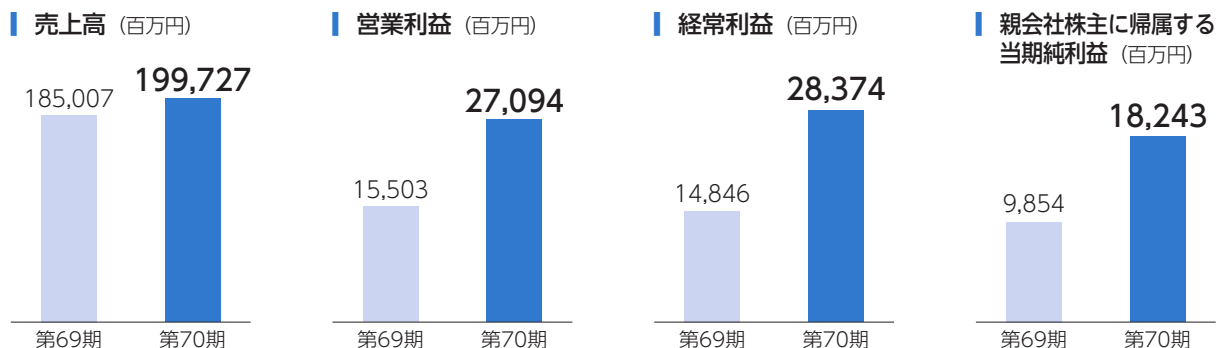
このような状況下、当社グループは、10年後の2030年に向けた長期ビジョン「BEACON 2030」を昨年9月に公表し、「グローバルな医療課題の解決で、人と医療のより良い未来を創造する」ことを目指しています。当期は、(1) 従業員およびその家族の健康維持・安全確保を最優先とする、(2) 医療提供体制の維持のための製品とサービスの供給責任を果たす、ことを基本方針とし、事業活動を推進するとともに、「既存事業の収益性の改善」「グローバルでの企業体質の強化」に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症患者の増加により需要が拡大したことから、生体情報モニタおよび人工呼吸器の増産体制の構築を進めました。商品面では、当社独自の技術である非侵襲連続推定心拍出力 esCCO (※) の提供を国内で開始しました。また、世界初の全自動血球計数・赤血球沈降速度測定装置を海外で、医用テレメータを国内で発売するとともに、上海光電で開発・生産した心電計を発売しました。

これらの結果、当期の売上高は前期比8.0%増の1,997億2千7百万円となりました。利益面では、増収効果に加え、売上構成の変化により売上総利益率が改善したことから、営業利益は前期比74.8%増の270億9千4百万円となりました。経常利益は為替差損益が差益に転じたことから前期比91.1%増の283億7千4百万円となりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う海外でのAEDの需要減少を受け、2012年に買収したデフィブテックLLCの将来計画を見直したことから、のれん償却額および減損損失を特別損失として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比85.1%増の182億4千3百万円となりました。

※esCCO (estimated Continuous Cardiac Output)：心電図とパルスオキシメータから得られる脈波の測定を行うだけで、非侵襲で連続的に心拍出力を推定できる技術。

第1表 売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

区 分	前 期 (2020年3月期)	当 期 (2021年3月期)	対前期増減率
	百万円	百万円	%
売 上 高	185,007	199,727	+8.0
営 業 利 益	15,503	27,094	+74.8
経 常 利 益	14,846	28,374	+91.1
親会社株主に帰属する当期純利益	9,854	18,243	+85.1



<市場別の状況>

国内市場においては、急性期病院、中小病院、診療所といった市場別の取り組みを強化するとともに、医療安全、診療実績、業務効率につながる顧客価値提案を推進するため自社品の販売に注力した結果、売上を伸ばすことが出来ました。医療機関における検査・手術の減少や一部製品に対する予算執行の延期・凍結の影響があったものの、昨年11月以降の新型コロナウイルス感染拡大の第3波により、補正予算を背景とした感染症患者受入れのための医療提供体制の整備が年度末にかけて進められました。市場別では、官公立病院、私立病院市場が好調に推移しました。また、PAD（※）市場におけるAEDの販売も好調に推移しました。一方で、大学病院市場は前期に受注した新築移転に伴う大口商談の反動により減収となったほか、診療所市場も低調でした。この結果、国内売上高は前期比2.2%増の1,372億7千4百万円となりました。

※PAD（Public Access Defibrillation）：一般市民によるAEDを用いた除細動。PAD市場には公共施設や学校、民間企業などが含まれる。

海外市場においては、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、生体情報モニタ、人工呼吸器、除細動器の需要が増加したことから、全ての地域で二桁成長となりました。米州では、米国、中南米ともに二桁成長となり、特にメキシコ、コロンビアの売上が倍増となりました。欧州では、イタリア、ポーランドでの売上が倍増するなど、西欧諸国、東欧諸国ともに大幅増収となりました。アジア州他では、イスラエル、インドネシアなどでの大口商談の受注が寄与しました。中国も感染の影響が一巡し堅調に推移しました。この結果、海外売上高は前期比23.3%増の624億5千2百万円となりました。

第2表 市場別売上高

地 域	売 上 高	対前期増減率	構 成 比
	百万円	%	%
売 上 高 合 計	199,727	+8.0	100.0
う ち 国 内 売 上 高	137,274	+2.2	68.7
う ち 海 外 売 上 高	62,452	+23.3	31.3

(ご参考) 地域別海外売上高

地 域	売 上 高	対前期増減率
	百万円	%
米 州	30,288	+22.5
欧 州	13,139	+45.3
ア ジ ア 州 他	19,024	+12.7

(注) 当期から、アジア州とその他地域を合わせて、アジア州他としています。

<商品群別の状況>

【生体計測機器】国内では、検査・手術の減少や予算執行の延期・凍結もあり、診断情報システム、心電計群、心臓カテーテル検査装置群が低調に推移しました。脳神経系群は、筋弛緩モニタリングの重要性が高まり専用の筋電図電極が増収となったことから、前期並みを確保しました。海外では、心電計群は全ての地域で好調に推移したものの、脳神経系群が全ての地域で低調でした。この結果、売上高は前期比11.1%減の375億8千6百万円となりました。

【生体情報モニタ】国内では、ベッドサイドモニタ、送信機、医用テレメータの需要が年度末にかけて急増し、二桁成長となりました。センサ類などの消耗品も好調に推移しました。海外では、全ての地域で二桁成長となり、特に欧州、中南米での売上が大幅に伸長しました。この結果、売上高は前期比21.3%増の788億1千8百万円となりました。

〔治療機器〕国内では、人工呼吸器の需要が年度末にかけて拡大し、自社製、ハミルトン社製ともに大きく売上を伸ばしました。A E Dは更新商談の受注もあり好調に推移し、除細動器も堅調でした。海外では、A E Dは減収となったものの、人工呼吸器、除細動器の売上が全ての地域で大幅に伸長しました。特に人工呼吸器は、2019年度に発売した自社製人工呼吸器2機種が寄与し、一定の事業規模に成長しました。この結果、売上高は前期比30.8%増の451億2千6百万円となりました。

〔その他〕国内では、自社品販売の注力により、現地仕入品が大幅減収となりました。海外では、血球計数器・試薬が、需要および検査数の減少により全ての地域で減収となりました。この結果、売上高は前期比11.7%減の381億9千6百万円となりました。

売上高を商品群別に分類すると次のとおりです。

第3表 商品群別売上高

区 分	売 上 高 百万円	対前期増減率 %	構 成 比 %
生 体 計 測 機 器	37,586	△11.1	18.8
生 体 情 報 モ ニ タ	78,818	+21.3	39.5
治 療 機 器	45,126	+30.8	22.6
そ の 他	38,196	△11.7	19.1
合 計	199,727	+8.0	100.0

(ご参考)

区 分	売 上 高 百万円	対前期増減率 %	構 成 比 %
機 器	113,836	+12.9	57.0
消 耗 品 ・ サ ー ビ ス	85,890	+2.1	43.0

(2) 対処すべき課題

① 経営理念

当社は、「病魔の克服と健康増進に先端技術で挑戦することにより世界に貢献すると共に社員の豊かな生活を創造する」という経営理念のもと、これに適った事業活動を永続的に展開していくことで、グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指しています。

② 2020年度の総括

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により市場環境が大きく変化したことから、2020年度は（１）従業員およびその家族の健康維持・安全確保を最優先とする、（２）医療提供体制の維持のための製品とサービスの供給責任を果たす、ことを基本方針とし、事業活動を推進するとともに、「既存事業の収益性の改善」「グローバルでの企業体質の強化」に取り組みました。感染症患者の増加により生体情報モニタ、人工呼吸器の需要が拡大したことから、富岡生産センタ、上海光電（中国）、日本光電オレンジメッド（米国）で増産体制の構築を進め、新規顧客基盤の獲得につなかりました。特に、2019年度に発売した自社製人工呼吸器２機種が売上を大きく伸ばし、一定の事業規模に成長したことは最大の成果と考えています。地域別には、国内では、顧客価値提案を推進するため自社品の販売に注力しました。また、感染対策として、患者さんの状態を病室の外からモバイル端末で参照できるソリューションや、軽症者向け宿泊療養施設の患者さんのバイタルデータをクラウドで管理できるLAVITA、ディスプレイ消耗品などの提案に注力しました。海外では、米国、中国を成長市場と位置付け、昨年４月に米国事業本部、中国事業本部を設置しました。米国市場においては、子会社６社間の連携、事業基盤を強化するとともに、新型コロナウイルス対策のためのプログラムであるNK-HealthProtectの展開を開始しました。中国市場においても、現地ニーズをとらえた生産・開発体制の強化を進めました。また、全ての地域で感染対策を徹底しながら製品・サービスの供給を継続し医療現場の支援に最優先で取り組むとともに、オンラインセミナーや教育プログラムの提供・拡充に努めました。この結果、2021年３月期の業績は、売上高、利益ともに過去最高を更新することができました。

③ 対処すべき課題と中長期的な経営戦略

当社グループは、10年後の2030年に向けた長期ビジョン「BEACON 2030」を昨年９月に公表し、「グローバルな医療課題の解決で、人と医療のより良い未来を創造する」ことを目指しています。そして、３つの変革「グローバルな高付加価値企業への変革」「顧客価値を追求するソリューション型事業への変革」「オペレーショナルエクセレンスを軸とするグローバル組織への変革」に取り組んでいます。

・中期経営計画「BEACON 2030 Phase I」(2021～2023年度)

2021年度からスタートする３ヵ年中期経営計画「BEACON 2030 Phase I」は、長期ビジョンの実現に向けて基盤の強化に取り組むステージであり、既存事業の収益性の改善、新たな成長領域、事業モデルの探索を進めます。

1. 基本方針

- ・事業と企業活動を通じてサステナビリティを推進する。
- ・【経営】コンプライアンスの徹底とグループガバナンスの一層の強化を図る。
- ・【事業】既存事業の収益性を改善することで得た原資により、戦略的な先行投資を実施し、新たな成長への種を蒔く。
- ・【組織】グローバル・サプライチェーン・マネジメント（SCM）の構築とコーポレート主要機能の強化により、グローバル成長の礎を築く。

2. サステナビリティの推進

SDGsを参考に、事業と企業活動を通じて注力すべき12のサステナビリティ重要課題を特定しました。事業では、長期ビジョン「BEACON 2030」で掲げた5つの新たな世界観（アクセシブル、インテリジェント、患者視点、コネクテッド、最適化）の実現を目指して8つの課題に取り組めます。企業活動では「人権・人財」「品質」「ガバナンス」「環境」の4つの重点分野で課題に取り組めます。

3. 6つの重要施策

- (1) 【経営】コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化
グローバル経営管理ポリシーを確立・浸透させるとともに、国内販売における内部統制システムを強化します。
- (2) 【事業】既存事業における収益性の改善
高い顧客価値の創造、生産性の向上、タイムリーな製品投入により既存事業の収益性の改善を目指します。
- (3) 【事業】グローバル事業における戦略強化
日本、米国、中国市場に注力し、欧州・新興国市場と合わせた4極体制とし、各地域での戦略強化に取り組めます。
- (4) 【事業】デジタルヘルスソリューション推進による新たな顧客価値の創出
バイタルデータを統合・分析するプラットフォームの構築、患者アウトカム・医療経済性を高める臨床支援アプリケーションの開発を推進します。
- (5) 【組織】コーポレート・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
グローバル情報基盤・コミュニケーション基盤を整備し、働き方改革と業務の効率化を推進します。
- (6) 【組織】グローバル・サプライチェーン・マネジメント（SCM）の構築
DXによりサプライチェーン全体を見える化し、調達・生産・物流でのプロセス改革を推進します。

4. 人財育成・組織風土改革

7つのグローバル共通価値基準（Integrity、Humbleness、Diversity、Initiative、Customer Centric、Goal Oriented、Creativity）に基づき、新たな人事制度の導入およびグローバル人財育成プログラムの拡充により、医療への貢献にやりがいと誇りを持てる組織風土の醸成に取り組みます。

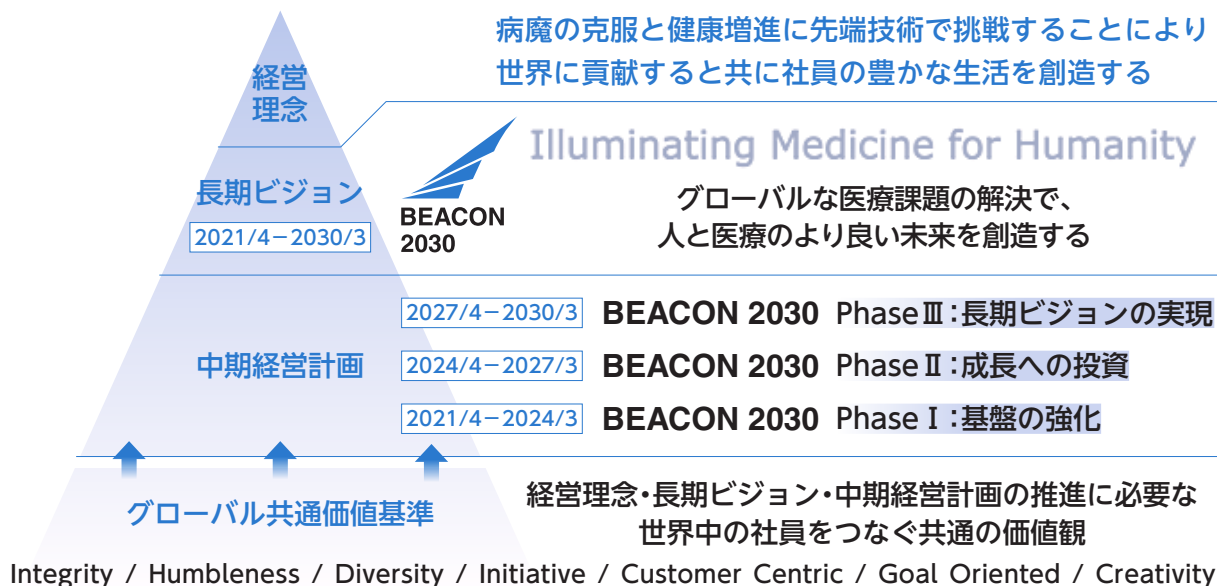
5. 経営目標値

「BEACON 2030 Phase I」の初年度である2021年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特需の反動が想定されますが、最小限に抑えられるように努めます。6つの重要施策を着実に遂行し、経営目標値の達成を目指すとともに、事業と企業活動を通じてサステナビリティを推進します。

・国内販売における内部統制システムの強化

2021年1月に当社元社員3名が国立大学法人三重大学医学部附属病院の生体情報モニタ商談に関連した贈賄の疑いにより逮捕・起訴された事案（以下「コンプライアンス事案」という）につきまして、当社独立社外取締役2名、外部の弁護士2名を含む調査委員会を設置し、事実関係の解明、原因分析等の調査を行いました。4月に受領した調査報告書を踏まえ、コンプライアンス体制の見直し、寄附金ウェブ申請方式の導入、受注前プロセスにおけるシステム統制、コンプライアンス教育の徹底などの再発防止策を実施します。経営会議の下部機関として設置した再発防止策実行管理委員会の下、再発防止策を早期かつ確実に実施し、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めます。

※本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいており、当社としてその実現を約束する趣旨のものではありません。実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。



中期経営計画 BEACON 2030 Phase I 2021/4-2024/3

基本方針

事業と企業活動を通じてサステナビリティを推進

経営	コンプライアンスの徹底とグループガバナンスの一層の強化を図る。
事業	既存事業の収益性を改善することで得た原資により、戦略的な先行投資を実施し、新たな成長への種を蒔く。
組織	グローバルSCMの構築とコーポレートの主要機能の強化により、グローバル成長の礎を築く。

6つの重要施策

経営	コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化
事業	既存事業における収益性の改善
事業	グローバル事業における戦略強化
事業	デジタルヘルスソリューション推進による 新たな顧客価値の創出
組織	コーポレート・デジタルトランスフォーメーション(DX) の推進
組織	グローバル・サプライチェーン・マネジメント(SCM)の構築

経営目標値(2024年3月期)

売上高	1,970億円
国内売上高	1,340億円
海外売上高	630億円
営業利益 (営業利益率)	200億円 (10.2%)
ROE	10%

(3) 設備投資等の状況

当期は、総額35億2千4百万円の設備投資を実施しました。主な内容は、販売促進用機器、金型、測定器、機械装置、IT機器、業務用ソフトウェアなどの取得です。

(4) 資金調達の状況

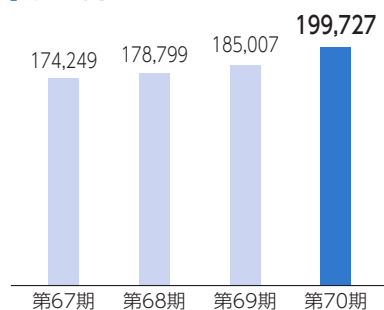
設備投資などの所要資金は、自己資金を充当しました。

(5) 財産および損益の状況の推移

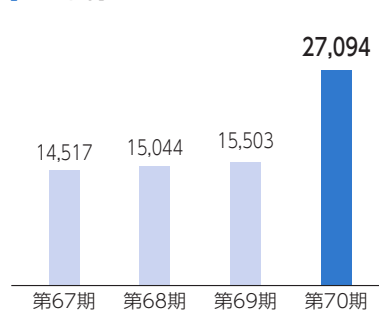
区 分	第 67 期 (2018年3月期)	第 68 期 (2019年3月期)	第 69 期 (2020年3月期)	第 70 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	174,249	178,799	185,007	199,727
営 業 利 益 (百万円)	14,517	15,044	15,503	27,094
経 常 利 益 (百万円)	14,501	15,867	14,846	28,374
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	9,154	11,191	9,854	18,243
1株当たり当期純利益 (円)	106.92	131.43	115.72	214.21
総 資 産 (百万円)	157,910	169,717	167,786	193,030
純 資 産 (百万円)	109,355	116,087	121,774	138,986
1株当たり純資産 (円)	1,284.17	1,363.24	1,430.02	1,631.88
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	8.6	9.9	8.3	14.0

- (注) 1. 第67期においては、国内・海外市場ともに売上を伸ばし、増益となりました。
 2. 第68期においては、国内・海外市場ともに売上を伸ばし、増益となりました。
 3. 第69期においては、国内・海外市場ともに売上を伸ばし、営業利益は増益となりましたが、為替差損や特別損失の計上により、経常利益・当期純利益は減益となりました。
 4. 第70期については、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。
 5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第68期の期首から適用しており、第67期の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しています。

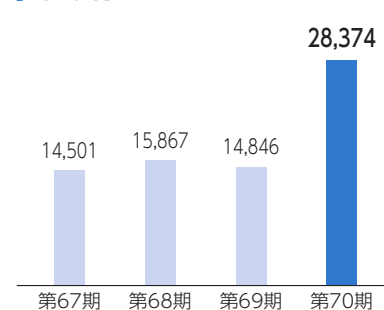
売上高 (百万円)



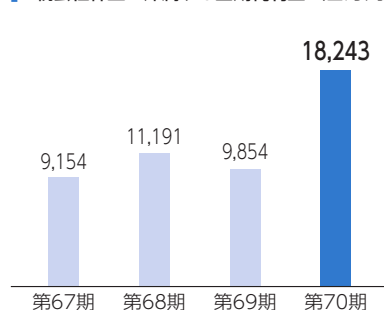
営業利益 (百万円)



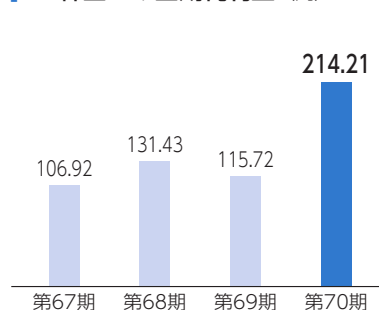
経常利益 (百万円)



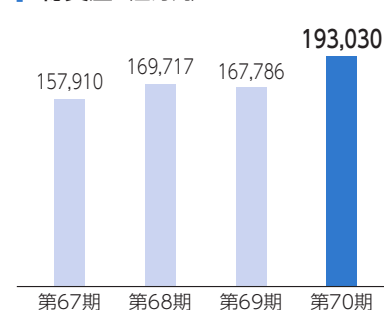
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



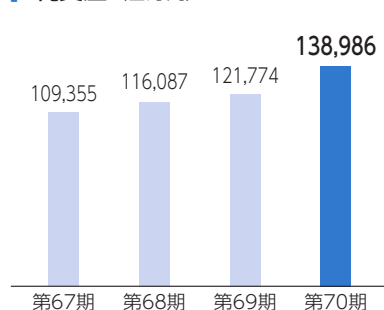
1株当たり当期純利益 (円)



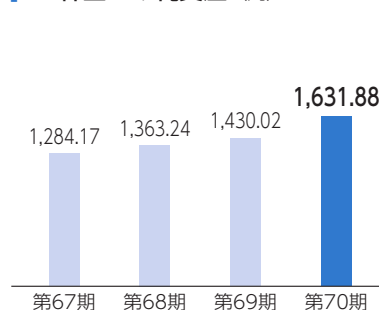
総資産 (百万円)



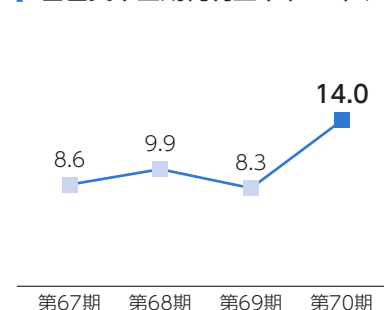
純資産 (百万円)



1株当たり純資産 (円)



自己資本当期純利益率(ROE) (%)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率 %	主 要 な 事 業 内 容
日本光電アメリカ株式会社	4,741 千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 販 売
日本光電ヨーロッパ有限会社	2,500 千ユーロ	100	//
日本光電インドシア株式会社	111 百万ルピー	100	//
日本光電ブラジル有限会社	3 百万レアル	100	//
日本光電メキシコ株式会社	20 百万ペソ	100	//
日本光電シンガポール株式会社	1 百万Sドル	100	//
日本光電ミドルイースト株式会社	6 百万ディルハム	100	//
日本光電コリア株式会社	800 百万ウォン	100	//
日本光電富岡株式会社	496 百 万 円	100	医用電子機器の製造、当社製品の保管・運送
株式会社ベネフィックス	20 百 万 円	100	医療情報システム製品製造・販売
株式会社日本バイオテスト研究所	10 百 万 円	100	免疫化学製品開発・製造・販売
上海光電医用電子仪器有限公司	6,669 千米ドル	100	医用電子機器の開発・製造・販売
N K U S ラ ボ 株 式 会 社	500 千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 開 発
ニューロトロニクス株式会社	100 千米ドル	100	医用電子機器用ソフトウェア開発
リサシテーションソリューション株式会社	50.5 百万米ドル	100	関係会社の出資持分の取得および保有
デフイブテック LLC	3,072 千米ドル	(100)	医用電子機器の開発・製造・販売
日本光電イノベーションセンタ株式会社	1,000 千米ドル	100	医 用 電 子 機 器 研 究 開 発
日本光電オレンジメッド株式会社	1,000 千米ドル	100	医用電子機器の開発・製造・販売
株式会社イー・スタッフ	20 百 万 円	100	グループ総務関連・派遣業務

(注) 1. 当社の議決権比率の () 書きは、間接所有の議決権比率を示しています。

2. NKUSラボ株式会社は2021年4月1日付で日本光電デジタルヘルスソリューションズ株式会社に社名変更しました。

3. リサシテーションソリューション株式会社は2021年3月31日付で増資を実施し、資本金が2.5百万米ドル増加しています。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は29社です。連結決算の概要は、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりです。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、医用電子機器の研究開発・製造・販売および修理・保守等の事業活動を展開しています。

区 分	内 容
生 体 計 測 機 器	脳波計、筋電図・誘発電位検査装置、心電計、心臓カテーテル検査装置、診断情報システム、関連の消耗品（記録紙、電極、カテーテルなど）、保守サービスなど
生 体 情 報 モ ニ タ	心電図、呼吸、SpO ₂ （動脈血酸素飽和度）、NIBP（非観血血圧）等の生体情報を継続的にモニタリングする生体情報モニタ、臨床情報システム、関連の消耗品（電極、センサなど）、保守サービスなど
治 療 機 器	除細動器、AED（自動体外式除細動器）、人工呼吸器、心臓ペースメーカ、麻酔器、人工内耳、関連の消耗品（電極パッド、バッテリーなど）、保守サービスなど
そ の 他	血球計数器、臨床化学分析装置、超音波診断装置、研究用機器、消耗品（試薬、衛生用品など）、設置工事・保守サービスなど

(8) 主要な営業所および工場

国内	本社	東京都新宿区
	事業所	西落合事業所（東京都新宿区）、所沢事業所（埼玉県所沢市）、富岡事業所（群馬県富岡市）、藤岡事業所（群馬県藤岡市）、川本事業所（埼玉県深谷市）、鶴ヶ島事業所（埼玉県鶴ヶ島市）、朝霞事業所（埼玉県朝霞市）、東日本物流センタ（埼玉県坂戸市）
	支社 支店	北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、東関東支店（千葉県千葉市）、北関東支店（埼玉県さいたま市）、東京支社（東京都文京区）、首都圏GP支店（東京都文京区）、南関東支店（神奈川県横浜市）、中部支店（愛知県名古屋市）、関西支社（大阪府大阪市）、中国支店（広島県広島市）、四国支店（愛媛県松山市）、九州支店（福岡県福岡市）
海外	米 州	日本光電アメリカ(株)、日本光電メキシコ(株)、日本光電ラテンアメリカ(株)、日本光電ブラジル(有)、デフィブテック LLC、日本光電オレンジメッド(株)
	欧 州	日本光電ヨーロッパ(有)、日本光電ドイツ(有)、日本光電フランス(有)、日本光電イベリア(有)、日本光電イタリア(有)、日本光電UK(有)、日本光電フィレンツェ(有)
	アジア州他	上海光電医用電子儀器(有)、日本光電シンガポール(株)、NKSバンコク(株)、日本光電マレーシア(株)、日本光電インドia(株)、日本光電ミドルイースト(株)、日本光電コリア(株)

(注) 2021年5月に藤岡事業所は閉鎖し、関連部門は鶴ヶ島事業所および富岡事業所に移転しました。

(9) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
国内会社	3,955[545] 名	+83名
海外会社	1,576[39]	+91
合 計	5,531[584]	+174

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外からの出向受入者を含む。）です。
2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員（非常勤嘱託、臨時社員およびパートタイマー）の年間平均雇用人員です。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	百万円 100

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 197,972,000株
- (2) 発行済株式の総数 88,730,980株（自己株式3,561,589株を含む）
- (3) 株主数 9,717名（前期末比3,761名増）

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 2 3	8,773,431	10.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,039,800	8.26
株式会社埼玉りそな銀行	4,193,750	4.92
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,833,200	4.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 1 0 3	1,631,000	1.91
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	1,555,900	1.82
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 1 0 3	1,481,012	1.73
RBC I S T 1 5 P C T N O N L E N D I N G A C C O U N T — C L I E N T A C C O U N T	1,399,800	1.64
株式会社三菱UFJ銀行	1,325,130	1.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	1,269,100	1.49

（注） 当社は、自己株式3,561,589株を保有していますが、上記の大株主からは除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
	株	名
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	6,810	6
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

3. コーポレート・ガバナンスに関する事項

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

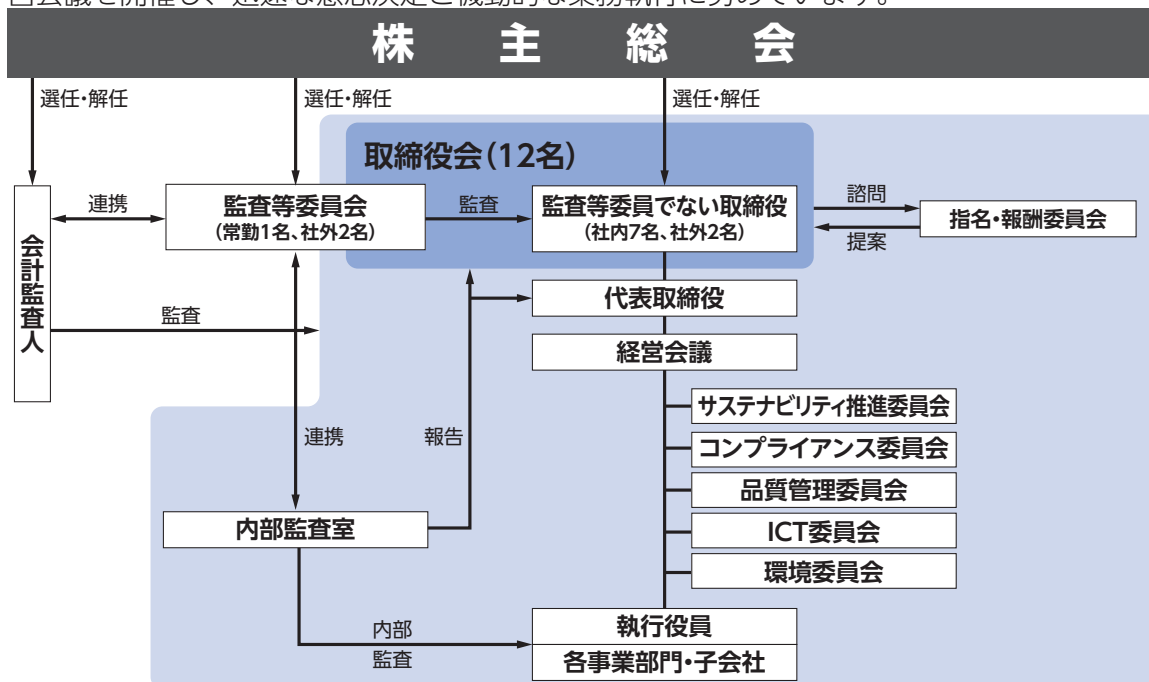
当社は、医用電子機器専門メーカーとして、経営理念の実現に向け、商品、販売、サービス、技術、財務体質や人財などすべてにおいて、お客様はもとより、株主の皆様、取引先、社会から認められる企業として成長し、信頼を確立することを経営の基本方針としています。

この経営の基本方針および当社グループの中長期的な企業価値の向上のため、経営の健全性・透明性・効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監督機能の強化、経営の健全性・透明性の向上、経営の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社を選択しています。また、経営の透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しています。社外取締役4名で構成され、社外取締役が委員長を務めています。

取締役会は、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。また、取締役・執行役員が出席する経営会議を開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めています。



4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	荻野博一	経営統括
代表取締役専務執行役員	田村隆司	国内事業統括
取締役常務執行役員	長谷川 正	グローバル経営管理本部長、 コンプライアンス担当役員
取締役常務執行役員	柳原一照	技術戦略本部長
取締役常務執行役員	広瀬文男	事業戦略本部長
取締役上席執行役員	田中栄一	米国事業本部長
取締役上席執行役員	吉竹康博	海外事業本部長
社外取締役	小原 實	慶應義塾大学名誉教授
※社外取締役	村岡香奈子	弁護士(宏和法律事務所)、 (株)不二家社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	生田一彦	
社外取締役 (監査等委員)	川津原 茂	
※社外取締役 (監査等委員)	清水一男	公認会計士・税理士 (清水会計事務所、良公監査法人代表社員)

- (注) 1. 取締役小原實、取締役村岡香奈子、取締役川津原茂、取締役清水一男の各氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。
2. 社内情報の収集および監査等の環境の整備と内部統制システムの構築・運用状況を日常的に監視し、監査の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 上表※印の各氏は、2020年6月25日開催の第69回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
4. 監査等委員清水一男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当期中に退任した取締役は次のとおりです。
(2020年6月25日退任)
- 社外取締役 山内雅哉 (任期満了による退任)
- 社外取締役(監査等委員) 河村雅博 (任期満了による退任)
6. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としています。
7. 社外取締役小原實、社外取締役村岡香奈子、社外取締役川津原茂、社外取締役清水一男の各氏は、指名・報酬委員会委員であり、川津原茂氏が委員長を務めています。

8. 当社は、執行役員制度を導入しています。取締役を兼務していない執行役員は、2021年3月31日現在、次のとおりです。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	仙 波 正 人	技術開発本部副本部長
常 務 執 行 役 員	佐 竹 弘 行	技術開発本部長
上 席 執 行 役 員	平 田 茂	グローバル経営管理本部副本部長、経理部長
上 席 執 行 役 員	下 田 和 臣	商品事業本部長
上 席 執 行 役 員	村 木 直 之	業務統括部長、CDX統括部長
執 行 役 員	平 岡 俊 彦	営業本部長
執 行 役 員	真 柄 睦	日本光電富岡(株)代表取締役社長
執 行 役 員	森 永 修 平	米国事業本部副本部長
執 行 役 員	瀬 尾 卓 史	技術戦略本部副本部長
執 行 役 員	熊 倉 昌 彦	カスタマーサービス本部長
執 行 役 員	栗 田 秀 一	海外事業本部副本部長
執 行 役 員	小 林 直 樹	荻野記念研究所長
執 行 役 員	古 川 賢 治	グローバル経営管理本部副本部長、人事部長、フェニックス・アカデミー所長
執 行 役 員	今 城 郁	事業戦略本部副本部長

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、業績や株主価値との連動性を高め、経営の透明性の向上と中長期的な成長性、収益性の向上を図ることを目的として取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針（以下、決定方針という）を定めています。決定方針の決定の方法については、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会の決議により決定しています。

決定方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月額固定報酬としての基本報酬、短期業績を反映した業績連動報酬としての賞与、および中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬で構成します。監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、月額固定報酬のみの構成とします。

月額固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した賞与とします。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。目標値に対する達成度合いを全取締役共通の評価指標とするほか、各取締役の担当領域に応じた個別評価を行い、支給率の変動幅を0%～200%として算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

譲渡制限付株式報酬は、原則として毎年、当社と監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結した上で、役位に応じて決定された数の当社普通株式を割当てます。株主価値の共有を中長期に亘って実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役および執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間としています。

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。個人別の報酬額については取締役会決議とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としています。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとします。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議します。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額固定報酬のみで構成され、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議にて決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月28日開催の第65回定時株主総会の承認により、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、ただし使

用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 8 千万円以内と定めています。なお、決議時点の監査等委員でない取締役は 10 名（うち社外取締役は 2 名）、監査等委員である取締役は 3 名（うち社外取締役は 2 名）です。

また、上記報酬額とは別枠として、2020年 6 月 25 日開催の第 69 回定時株主総会の承認により、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額 1 億円以内と定めています。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）は 7 名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 (百 万 円)			支 給 人 員
		月額固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	319 (19)	187 (19)	108 (一)	24 (一)	10名 (3名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	42 (20)	42 (20)	—	—	4名 (3名)
合 計	362	229	108	24	14名

(注) 譲渡制限付株式報酬の支給人員は 6 名です（非居住者 1 名は対象外のため）。

④ 業績連動報酬に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して業績連動報酬として賞与を支給しています。

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標は営業利益です。当該業績指標を選定した理由は、営業利益は本業で稼いだ利益であり、高い顧客価値の創造と組織的な生産性の向上が反映されるとともに営業利益の増加が持続的な企業価値の向上につながるためです。業績連動報酬の額の算定方法は、営業利益の目標値に対する達成度合いに加え、各役員の担当領域に応じた個別評価を行い、支給率の変動幅を 0%～200%として算出しています。

当事業年度を含む営業利益の推移は、「1.（5）財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

⑤ 譲渡制限付株式報酬の内容

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式を割当てています。

第69回定時株主総会から第70回定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、対象取締役6名に対し、金銭報酬債権合計2千4百万円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式6,810株を割り当てました。なお、対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しています。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給しました。

譲渡制限付株式報酬の交付状況は、「2.（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(3) 社外役員に関する事項

当社は、経営の透明性・健全性を高めるため、独立性を有する社外役員を選任しています。社外役員の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たすことを条件とし、様々な分野に関する専門的知識・経験等を有し、客観的・中立的な助言および経営の監督が期待できる人財を選任しています。

① 社外役員の重要な兼職等の状況

区 分	氏 名	兼職内容および兼職先	兼職先と当社との関係
社 外 取 締 役	小原 實	慶應義塾大学名誉教授	慶應義塾大学は当社の取引先および寄付先ですが、取引先は主として慶應義塾大学病院、主な寄付先は大学医学部の救急医学教室です。当期の取引金額は連結売上高の1%未満、寄付額は1,000万円未満です。
	村岡 香奈子	弁護士 (宏和法律事務所) (株)不二家社外取締役	当社との間に特別な関係はありません。

区 分	氏 名	兼職内容および兼職先	兼職先と当社との関係
社 外 取 締 役 (監査等委員)	川津原 茂	該当事項はありません。	
	清水 一男	公認会計士・税理士 (清水会計事務所、 良公監査法人代表社員)	当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査等委員会 出席回数	主な活動状況
社 外 取 締 役	小原 實	20回／20回	—	大学教授としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員として、2020年6月25日以降開催の指名・報酬委員会7回全てに出席し、独立した立場から経営の監督を行っています。
	村岡 香奈子	13回／13回 (2020年 6月25日 就任以降)	—	弁護士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員として、2020年6月25日以降開催の指名・報酬委員会7回全てに出席し、独立した立場から経営の監督を行っています。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	川津原 茂	20回／20回	25回／25回	企業経営者としての経験に基づき、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会10回全てに出席し、独立した立場から経営の監督を行っています。2020年6月25日以降は委員長を務めました。
	清水 一男	13回／13回 (2020年 6月25日 就任以降)	15回／15回 (2020年 6月25日 就任以降)	公認会計士および税理士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っています。 また、指名・報酬委員会委員として、2020年6月25日以降に開催された指名・報酬委員会7回全てに出席し、独立した立場から経営の監督を行っています。

(注) 当社の不祥事等に関する対応の概要

「1. 企業集団の現況に関する事項（2）対処すべき課題」に記載のコンプライアンス事案につきましては、社外取締役の各氏は発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行い、注意喚起を行ってまいりました。また、本事案の発覚後は、取締役会等において、事実関係を解明し、再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適正に遂行しております。さらに、村岡香奈子氏は本事案の調査委員会委員長、清水一男氏は調査委員会委員として、事実関係の調査、原因分析および再発防止策の提言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算出根拠および過年度の職務遂行状況等を検討した結果、会計監査人の報酬等に関する会社法第399条第1項および第3項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
3. 当社の重要な子会社のうち一部の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、次の内部統制システム構築の基本方針に沿い、その整備を進めています。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

公正で適切な企業活動を推進するため、当社グループの行動基準である「日本光電行動憲章」およびコンプライアンスの観点から遵守すべき行動の具体的なあり方を定めた「日本光電倫理行動規定」を、教育・研修を通じて当社グループの取締役および使用人に周知徹底します。コンプライアンス委員会および各部門・各子会社のコンプライアンス担当者は、コンプライアンスの確実な実践を推進します。コンプライアンスに係る相談・報告を受け付ける内部通報システムを運営し、不正等の早期発見と是正に努めます。市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「会議付議・決裁手続き基準」に従い、その保存媒体に応じて検索・閲覧が可能な状態で、情報毎に定める保存期間中、適切に保存および管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の健全かつ円滑な運営の確保に資するため、「リスク管理規定」に従い、当社グループの業務全般に係る諸リスクを適切に管理する体制を構築し、実効性の高い運用を行います。グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについては、リスク毎に定めるリスク管理部門が対応します。大規模自然災害等緊急の事態が発生した場合は、「事業継続計画書」等の社内規定に従い対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役・執行役員が出席する経営会議を原則月3回開催し、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めます。執行役員制度により、経営の意思決定・管理監督機能と業務執行機能の役割を明確に分離し、それぞれの機能強化を図ります。社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、「グループ会社管理規定」に従い、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とします。当社内部監査部門が当社および子会社の内部監査を実施します。当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制のシステムを構築し、継続的にその評価・改善を行います。

⑥ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会事務局は、監査等委員会の求めまたは指示により、監査等委員会の職務の遂行を補助します。

監査等委員会事務局所属員の人事異動については、監査等委員会の同意を得ます。

監査等委員会事務局は、監査等委員会から指示を受けた職務について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けません。

⑦ **当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会に対して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務執行に関し重要な法令・定款違反および不正行為の事実ならびに内部監査の結果を、遅滞なく報告します。前記に関わらず、監査等委員会は、必要に応じて当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができます。監査等委員会に報告を行った者は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況を把握します。

⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役等は、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査等委員会と定期的に情報および意見を交換します。監査等委員会は、当社および子会社の監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、緊密に連携します。

監査等委員の職務を執行する上で必要な費用については、「監査等委員会監査基準」に従い、監査等委員が償還等を請求した時には速やかに処理を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

第70期における運用状況の概要は次のとおりです。

① コンプライアンスについて

グループの役員・社員等にコンプライアンス手帳を配布、職場別勉強会を実施するなど、「日本光電行動憲章」「日本光電倫理行動規定」を周知徹底し、コンプライアンスの実践に努めています。第70期においてコンプライアンス委員会は4回開催され、当社グループのコンプライアンス体制の継続的な監督、評価、改善を行い、コンプライアンスに係る相談・報告の運用状況を確認しました。なお、「1. 企業集団の現況に関する事項（2）対処すべき課題」に記載のとおり、コンプライアンス事案に係る調査委員会からの提言を踏まえ、コンプライアンス体制の見直し、寄附金ウェブ申請方式の導入、受注前プロセスにおけるシステム統制、コンプライアンス教育の徹底などの再発防止策を実施します。

② リスク管理体制について

「リスク管理規定」に基づき、グループ全体を通じた組織横断的なリスク管理体制についてはリスク管理統括部門が整備・推進し、業務の遂行に伴う個々のリスクについてはリスク毎に定める専門委員会、専門部署が対応しています。第70期において品質管理委員会など各委員会は定期的開催され、有効性の評価・報告を行うとともに、グループ全体のリスク管理体制の推進状況を取締役会に報告しました。また、グループの役員・社員等に情報セキュリティなどリスク管理に関するeラーニングを実施しました。

大規模自然災害等緊急の事態が発生した時においても、従業員とその家族の安全を確保しつつ、医療機器メーカーとして円滑な供給を継続できるよう体制を整備しています。第70期において、有事の際に全従業員が「災害時初動対応マニュアル」や「事業継続計画書」に従った適切な行動を取れるよう、避難訓練や安否確認訓練を実施しました。新型コロナウイルス感染拡大に対応するため対策本部を設置し、毎日の検温など体調管理やマスク着用の義務付け、時差出勤や在宅勤務の推進など感染拡大防止のための業務体制を整えた上で、医療機器メーカーとして機器・サービスの供給責任を果たすことに努めました。

③ 取締役の職務の執行について

「取締役会規定」「会議付議・決裁手続き基準」等に基づき、第70期において取締役会は20回開催され、法令で定められた事項および当社グループ全体の経営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。取締役・執行役員が出席する経営会議は29回開催され、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めました。社外取締役4名も経営会議に出席し、客観的・中立的な立場から適宜必要な意見を述べ、経営の監視を行いました。また、「会議付議・決裁手続き基準」を見直し、取締役会のモニタリング機能の強化を図りました。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は14名で、業務執行機能の役割を明確にし、機能強化を図っています。また、社内規定により、各取締役・各執行役員および各種経営会議体の業務分掌、職務権限、責任、職務執行手続または運営手続を明確化し、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。

④ グループ管理体制について

「グループ会社管理規定」に基づき、所管担当部門が適切に各子会社を管理し、子会社の経営成績その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとともに、子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要する体制としています。

第70期において海外子会社に対するガバナンスを強化するため、第1ディフェンスで

ある子会社、第2ディフェンスである経理・法務・人事・品質管理など管理部門、第3ディフェンスである内部監査部門におけるガバナンス機能強化策に取り組み、半年に1回取締役会で進捗を報告しました。

内部監査部門は、当社および子会社におけるコンプライアンスの状況や業務の適正性、効率性等について内部監査を実施し、その結果を都度社長に報告するとともに監査等委員会に報告しました。また、四半期ごとに取締役会にて、内部監査結果や改善事項の進捗状況を取締役、執行役員に報告しました。

財務報告に係る内部統制については決算時に最終評価を行い、有効であることを確認しました。第70期においても新入社員、キャリア採用社員、新任管理職社員に対するJ-SOX研修（eラーニング）を継続しました。加えて、国内支社支店全社員へもJ-SOX研修（eラーニング）を実施しました。

⑤ 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は3名（社外取締役2名を含む）で構成され、常勤監査等委員を1名選定しています。監査等委員は、監査等委員会が策定した監査方針・監査計画に従って、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門からの監査結果報告に加え、主要な事業所の往査と一部WEB会議等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。第70期において監査等委員会を25回開催するとともに、定例で代表取締役との会合を2回、会計監査人との会合を7回、内部監査部門との会合を12回、その他不定期で取締役との会合を実施し、内部統制システムの運用状況や監査結果について情報共有・意見交換に努めました。なお、「1. 企業集団の現況に関する事項（2）対処すべき課題」に記載のコンプライアンス事案につきましては、2021年1月に設置した調査委員会に監査等委員会からも2名が委員に加わり、事実関係の調査、原因分析および再発防止策の提言を行いました。

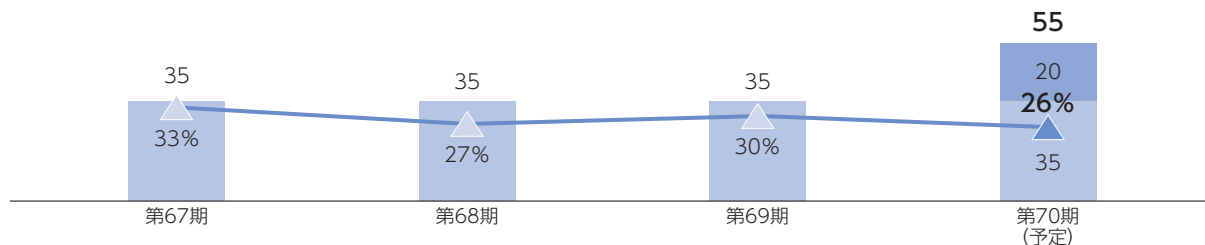
(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置付けています。利益の配分につきましては、将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期に亘って安定的な配当を継続することを基本方針としています。優先順位については、i) 研究開発や設備投資、M&A・提携、人材育成など将来の企業成長に向けた投資、ii) 配当、iii) 自己株式取得としています。配当については、連結配当性向30%以上を目標としています。また、自己株式の取得については、今後の事業展開、投資計画、内部留保の水準、株価の推移等を総合的に考慮し、機動的に検討することを基本方針としています。

1 株当たり配当金 (円)

■ 普通配当
■ 特別配当

連結配当性向の推移 (%)



本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

ただし、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産については小数点以下第3位を四捨五入しています。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第70期 (2021年3月31日現在)	第69期 (ご参考) (2020年3月31日現在)	科 目	第70期 (2021年3月31日現在)	第69期 (ご参考) (2020年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	156,140	129,020	流動負債	50,608	40,319
現金及び預金	30,609	20,967	支払手形及び買掛金	24,412	23,755
受取手形及び売掛金	68,612	60,871	短期借入金	350	350
有価証券	14,000	15,000	未払金	3,721	3,402
商品及び製品	27,965	21,939	リース債務	11	9
仕掛品	2,326	1,908	未払法人税等	7,915	2,339
原材料及び貯蔵品	8,594	5,401	未払費用	3,876	2,851
その他	4,256	3,160	賞与引当金	4,691	3,263
貸倒引当金	△225	△228	製品保証引当金	1,116	364
固定資産	36,889	38,766	その他	4,511	3,982
有形固定資産	20,193	20,003	固定負債	3,436	5,692
建物及び構築物	11,342	11,461	リース債務	43	42
機械装置及び運搬具	1,443	1,121	繰延税金負債	1	2
工具器具及び備品	3,238	3,201	退職給付に係る負債	1,852	4,225
土地	3,479	3,514	その他	1,538	1,422
リース資産	52	49	負債合計	54,044	46,011
建設仮勘定	637	654	(純資産の部)		
無形固定資産	2,329	4,149	株主資本	134,812	119,500
のれん	431	1,773	資本金	7,544	7,544
ソフトウェア	1,100	1,078	資本剰余金	10,437	10,414
その他	797	1,298	利益剰余金	123,796	108,533
投資その他の資産	14,366	14,612	自己株式	△6,966	△6,992
投資有価証券	6,418	6,377	その他の包括利益累計額	4,173	2,273
繰延税金資産	5,758	6,044	その他有価証券評価差額金	2,158	1,972
その他	2,353	2,347	為替換算調整勘定	1,085	983
貸倒引当金	△165	△156	退職給付に係る調整累計額	929	△681
資産合計	193,030	167,786	純資産合計	138,986	121,774
			負債及び純資産合計	193,030	167,786

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目		第70期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第69期（ご参考） (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	199,727	185,007	
売上原価	97,493	95,682	
売上総利益	102,233	89,325	
販売費及び一般管理費	75,138	73,821	
営業利益	27,094	15,503	
営業外収益	1,424	618	
受取利息及び配当金	199	213	
為替差益	472	—	
助成金収入	514	122	
投資有価証券評価益	3	—	
その他	234	282	
営業外費用	145	1,275	
支払利息	8	10	
為替差損	—	973	
投資有価証券評価損	—	64	
その他	136	227	
経常利益	28,374	14,846	
特別利益	596	0	
固定資産売却益	0	0	
投資有価証券売却益	464	—	
退職給付制度終了益	132	—	
特別損失	1,805	866	
固定資産売却損	0	0	
固定資産除却損	69	22	
減損損失	388	—	
のれん償却額	1,185	—	
建物解体費用	—	135	
和解金	—	520	
事業所移転費用	161	188	
税金等調整前当期純利益	27,166	13,980	
法人税、住民税及び事業税	9,470	4,531	
法人税等調整額	△547	△405	
当期純利益	18,243	9,854	
親会社株主に帰属する当期純利益	18,243	9,854	

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	第70期 (2021年3月31日現在)	第69期 (ご参考) (2020年3月31日現在)	科 目	第70期 (2021年3月31日現在)	第69期 (ご参考) (2020年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	138,194	119,305	流動負債	44,094	35,079
現金及び預金	13,114	10,538	買掛金	25,678	23,966
受取手形	7,191	7,807	短期借入金	300	300
売掛金	61,553	50,047	未払金	1,909	2,223
有価証券	14,000	15,000	未払法人税等	6,866	1,989
商品及び製品	15,612	13,225	未払費用	2,372	1,759
仕掛品	451	393	前受金	2,026	1,535
原材料及び貯蔵品	99	166	預り金	541	369
関係会社短期貸付金	19,587	13,493	賞与引当金	3,787	2,695
未収入金	9,419	8,001	製品保証引当金	607	234
その他	726	667	その他	4	4
貸倒引当金	△3,562	△37	固定負債	3,913	3,895
固定資産	35,094	36,251	退職給付引当金	3,012	3,061
有形固定資産	14,840	14,855	資産除去債務	853	821
建物	9,336	9,457	その他	47	12
構築物	42	41			
機械及び装置	344	395			
車両運搬具	0	0			
工具器具及び備品	2,202	2,205			
土地	2,411	2,446			
リース資産	9	8			
建設仮勘定	493	299			
無形固定資産	1,003	1,040	負債合計	48,008	38,974
のれん	99	105	(純資産の部)		
ソフトウェア	798	846	株主資本	123,123	114,610
電話加入権・施設利用権	73	74	資本金	7,544	7,544
その他	31	14	資本剰余金	10,505	10,482
投資その他の資産	19,250	20,354	資本準備金	10,482	10,482
投資有価証券	6,155	6,155	その他資本剰余金	23	0
関係会社株式	4,439	6,359	利益剰余金	112,040	103,576
関係会社出資金	2,365	2,365	利益準備金	1,149	1,149
従業員に対する長期貸付金	1	3	その他利益剰余金	110,890	102,426
繰延税金資産	4,570	3,811	別途積立金	98,960	90,460
その他	1,755	1,696	繰越利益剰余金	11,930	11,966
貸倒引当金	△37	△37	自己株式	△6,966	△6,992
			評価・換算差額等	2,156	1,971
			その他有価証券評価差額金	2,156	1,971
資産合計	173,288	155,556	純資産合計	125,280	116,581
			負債及び純資産合計	173,288	155,556

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		第70期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第69期（ご参考） (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上	高価	164,235	154,352
売上	原価	87,532	87,062
売上	総利	76,702	67,289
販売費及び一般管理費	益	54,365	53,302
営業利益		22,337	13,986
営業外収益		1,781	1,515
受取利息及び配当金		529	1,058
受取成替金		186	118
受取地代家賃		784	—
受取有価証券評価益		162	206
受取その他の		3	—
営業外費用		115	133
支払替利		59	997
支為替差		2	2
支有価証券評価損		—	876
支その他の		—	64
経常利益		57	53
特別利益		24,059	14,505
固定資産売却益		596	0
投資有価証券売却益		0	0
退職給付制度終了益		464	—
特別損失		132	—
固定資産売却損		6,005	424
固定資産除却損		0	0
減損損失		46	21
建物解体費用		69	—
事業所移転費用		—	135
関係会社貸倒引当金繰入額		—	80
関係会社株式評価損		161	188
関係会社株		3,530	—
関係会社株		2,196	—
税引前当期純利益		18,651	14,080
法人税、住民税及び事業税		8,047	3,905
法人税等調整額		△840	△89
当期純利益		11,444	10,265

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本光電工業株式会社
取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 裕 子	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 貴 司	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本光電工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本光電工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

日本光電工業株式会社
取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 裕 子 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三 浦 貴 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本光電工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役等とWEB会議システムも活用しながら、意思疎通及び情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の当社元社員による贈賄事案が発生したことから、当該内部統制システムには改善すべき点があると認めます。監査等委員会としては、調査委員会の調査結果等を踏まえた再発防止策が実践され始めたことを確認していますが、今後も本事業の対策実施状況について監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

日本光電工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 生 田 一 彦 ㊞

監査等委員 川津原 茂 ㊞

監査等委員 清 水 一 男 ㊞

(注) 監査等委員 川津原茂 及び 監査等委員 清水一男は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

[illegible]

会 場 東京都新宿区西落合1丁目31番4号
日本光電工業株式会社 1号館 4階ホー儿
電話(03) 5996-8000(代表)



交通 都営大江戸線「落合南長崎駅」 **A1出口** より徒歩約8分
 西武新宿線「新井薬師前駅」 **南口** より徒歩約15分

※駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

UD
FONT